



第4章 行動計画

第1節 市全域の行動計画

重点施策

(1) 生物多様性に関する環境学習システムの推進

本市では、平成15年に全国で初となる環境学習都市宣言を行っており、その理念のもと、子どもから大人までの幅広い世代が、西宮にある豊かな自然を見て、ふれあい、感じることができるよう、エコカードを活用し、学校と連携した自然体験活動など、様々な取り組みを行っています。これまで積み重ねてきた環境学習の仕組みを活用し、生物多様性の取り組みを発展的に進め、次世代へより良い環境を引き継いでいきます。

① 地球となかよしカード、EWCエコカード、市民活動カードの活用

- ・市内の保育所や幼稚園の未就学児に配布している「地球となかよしカード」において、「生き物を大切にする」など自然に親しむ活動を体験した時に、先生からスタンプを押してもらい、子どもたちや先生方に生物多様性に配慮した取り組みを意識し、実践してもらう機会へと繋がります。
- ・市内の小学生約29,300人に配布している「EWCエコカード」において、学校や地域等で自然に親しむ活動を体験した時に、先生や地域の方々にスタンプを押してもらい、子どもたちや先生、地域の方々に生物多様性に配慮した取り組みを意識し、実践してもらう機会へと繋がります。
- ・市内の中学生以上を対象に配布している「市民活動カード」において、「自然や環境を大切にする学習や活動」というスタンプ欄を設け、自然に親しむ活動を体験したときに、ポイントが貯まり、持続可能な地域づくりに向けた活動へと繋がります。

② 保育士や教諭等の研修

- ・保育士や幼稚園教諭を対象とした生物多様性についての理論や実践の研修を行い、子どもたちが実践する「地球に優しい環境保育の取り組み」へと繋がります。
- ・よりよい環境を創造する実践的な態度や行動力を子どもたちに身に付けさせるために、これからの環境学習のあり方及び教材開発・指導法の工夫を行う中で、生物多様性の実践を環境教育に取り入れ、教員の指導力向上に向けた取り組みを行います。

(2) 地域活動を通じた生物多様性の保全

本市では、平成17年度より、次世代に住み良い地域環境を引き継いでいくため、幅広い世代や様々な主体が協力しながら、より快適な環境づくりをめざすための活動として、各中学校区において「エココミュニティ会議」の設置を進めています。現在、エココミュニティ会議は18地区で設置されており、それぞれの地域における課題や将来像について話し合い、地域固有の取り組みを進めています。

エココミュニティ会議における地域活動との連携を図りながら、地域の自然を保全することを通じて、市民の生物多様性に対する意識の向上へと繋がっていきます。



農業体験



甲子園浜での生き物観察

① エココミュニティ会議を通じた生物多様性に関する情報の提供

- ・海岸部や河川、山や農地等の様々な生態系における取り組み事例等、生物多様性に関する情報を提供します。

② 地域の活動支援を行う仕組みの構築

- ・地域で実施している生物多様性に関する活動をより発展的に進めるため、事業の提案や助言、自然調査等の支援ができる仕組みを構築します。

(3) 希少野生動植物の保全

市内には、動植物を含めて334種の希少種（環境省RDB・兵庫県RDB掲載種）が生息しています。希少種は、脆弱なものが多く、環境の変化や気候の変化等、様々な要因によって消失してしまうため、体系的な保全対策が必要です。

そこで、植物生産研究センターや花工房等において、希少種の種子保存や保全体制の構築を行います。

① 海浜植物や湿原植物の保全

- ・自生している海浜植物や湿原植物から種を採取し、植物生産研究センターにおいて種子保存を行います。
- ・採取した種の一部は、花工房において苗として生産し、生産した苗は甲子園浜や甲山等に設置した保全地区に移植し、海浜植物や湿原植物の復元を図ります。
- ・保全地区に移植した植物は、ボランティアや専門家による継続的な経過観察や分析等を行います。

① ホームページにおける情報収集・提供

- ・エココミュニティ会議の活動報告や学校や地域での環境活動だけでなく、生活・文化・歴史について学べる環境学習施設の紹介等、地域の取り組みと関わりのある情報を提供します。
- ・西宮市にある森林や湿原、河川、草地、農地、池沼、海浜等の様々な生態系において、自然調査等で生息が確認された動植物の情報を提供します。
- ・生物情報とあわせて、市の地形や食物連鎖の関係等、生物多様性の繋がりが分かるような情報を提供します。

(13) 広域行政に対応した生物多様性施策の展開

大阪湾や大阪平野、六甲山系と複数の市域をまたぐ生態系において、国や兵庫県、近隣市がそれぞれに作成している計画等との整合性を図りながら、より広域的・体系的な施策展開を図るための定期的な情報共有を行います。

第2節 生態系ごとの行動計画

1. まちの行動計画

重点施策

(1) 学校園・保育所ビオトープの設置及び推進

ビオトープは、保育所や小学校等を中心に設置が進められており、市街地における貴重な水辺の生態を確保する役割を担っており、環境学習のフィールドとして活用することができます。このような取り組みを発展的に進めていくために、ビオトープ整備、設置マニュアルを作成します。また、ビオトープを継続的に維持・管理するためにビオトープを支える仕組みを構築します。



ビオトープ



ビオトープでの環境学習

① ビオトープ整備マニュアルの作成

- ・既に設置されている学校園・保育所のビオトープ調査を実施し、その結果に基づき、ビオトープの状況、利用形態、周辺環境等を把握します。
- ・専門家等から意見を聴取し、ビオトープの管理についての基本方針を定めます。
- ・調査結果に基づき、整備方法、利用方法を踏まえた整備マニュアルを作成します。

② ビオトープ設置マニュアルの作成

- ・現在、市内では多くのビオトープが設置されていますが、ほとんどは、池を中心としたビオトープです。しかし、ビオトープには、その他にも森林を主体としたものや草原を主体としたものなどが存在し、それぞれに特徴があります。そうした特徴を踏まえ、利用形態（環境学習）との関係も考慮した上で、様々な種類のビオトープを紹介したビオトープ設置マニュアルを作成します。

③ 活用に関する仕組みの構築

- ・市内の学校園・保育所では、多くのビオトープが設置されていますが、整備及び活用との連携が図られていない状況にあります。そうした状況を回避するために、エココミュニティ会議等の地域団体や学校と地域との連携等によるバックアップ体制を構築していきます。

(2) 市民参画による生物多様性に配慮した公園づくり

市内には多くの公園があり、大人から子どもまでの幅広い世代が自然に親しむ貴重なエリアとなっています。公園をより自然豊かな親しみのあるものにするために、市民参画により生物多様性の保全と向上を図ります。

① 公園の整備・利活用に関する方針の作成

- ・市内の中で重要な緑地を担っている公園のうち、自然豊かな公園（広田山公園、平尻公園等）を選定し、市民参加により自然調査を実施します。
- ・公園の生物多様性保全をどのように図り、周辺住民にとって憩いの場となる方法を考えるために、専門家や地域住民、関係団体による検討委員会を設置し、協議します。
- ・検討委員会において、公園の整備や利活用についての方針を定めます。
- ・検討結果を情報発信し、街中の小さな公園でも、地域住民とともに生物多様性の保全と向上に取り組みます。

その他の施策

(3) 社寺林における生物多様性の保全

市内に点在する社寺林は、県天然記念物、市天然記念物、市景観樹林等に指定しているものがあり、優れた自然環境に加えて、歴史的・景観的な側面からも重要な役割を担っています。しかし、現在では閉鎖的な空間になっているところが多く、こうした状況を改善するため、自然環境や景観、歴史等の複数の観点から、利活用を含めた整備マニュアルを作成します。

（8）生態系レッドデータブックの作成

環境省では、希少種のレッドデータブックを作成することにより、種レベルでの保全が図られていますが、それらを取り巻く周辺環境の保全が重要です。そこで、様々な種が生息する生態系の保全を図るため、生態系レッドデータブックを作成します。

① 生態系レッドデータブックの作成

- ・「自然と共生するまちづくりに関する条例」により指定されている保護地区等に加えて、文献等の調査や専門家による意見聴取を踏まえて、重要な生態系エリアを抽出し、選出します。また、選出したエリアにおける希少種の出現状況、環境学習フィールドとしての利用状況等を整理し、生態系レッドデータブックを作成します。

（9）生物多様性に配慮した開発事業の実施

市内における緑地の大半を北部地域で占める中、南部地域の市街地における戸建て住宅の庭や、企業緑地の役割は非常に大きいですが、特定外来生物等が植栽されているケースも多く、一定の方針を示す必要があります。そこで、植栽マニュアルなどを作成し、生物多様性に配慮した開発事業を推進します。

① 生物多様性に配慮した植栽マニュアルの作成

- ・企業敷地やマンションなど一定規模以上の開発事業を対象に、市街地、海岸部、山間部、農地周辺部といった周辺環境を考慮した上で、生態系ごとに植栽することが望ましい種や、植栽を控えるべき種等（特定外来生物や兵庫県 BL 掲載種等）を選出し、それらを踏まえた植栽マニュアル（事業者版）を作成します。
- ・戸建て住宅の庭等を対象に、市街地、海岸部、山間部、農地周辺部といった周辺環境を考慮した上で、生態系ごとに植栽することが望ましい種や、植栽を控えるべき種等（特定外来生物や兵庫県 BL 掲載種等）を選出し、植栽マニュアル（市民啓発版）を作成します。また、生垣助成制度や壁面緑化制度等、個人宅の庭等に身近な自然に配慮できるような助成制度等についても、併せて啓発します。

② 生物多様性に配慮した開発事業の実施（敷地面積 1,000 m²以上）

- ・敷地面積 1,000 m²を超える開発事業については、緑化計画作成の過程において、生物多様性に配慮した植栽マニュアル（事業者版）に基づき、指導を行います。

③ 生物多様性に配慮した開発事業の実施（敷地面積 500 m²以上）

- ・敷地面積 500 m²以上の開発事業に関しては、生物多様性に配慮した植栽マニュアル（事業者版）に基づき、指導を行います。

④ 生物多様性に配慮した開発事業の実施（敷地面積 500 m²以下）

- ・建築確認や「開発事業等におけるまちづくりに関する条例」に基づく各種手続きの際に、窓口において植栽マニュアル（市民啓発版）を配布し、生物多様性に配慮した植栽を推進します。

（10）外来種等の生態系に悪影響を与える生物への対応

生物多様性の危機の一つとしてあげられる外来種の問題は、早急に取り組むべき課題として、国、県などにおいて、法律の制定やブラックリストの作成等、様々な取り組みが行われています。また、外来種だけではなく、在来種であっても生態系に悪影響を与える種も存在します。

今後は、野生生物との適切な共存と外来生物に対する対応を図っていくため、国、県、その他の自然保護団体等との情報の共有等を図っていきます。

① 外来生物法に基づく特定外来生物の計画的防除の実施

- ・アライグマなどの特定外来生物について、防除計画を作成し、計画に基づいた駆除等の各種対策を実施します。

② 外来種等の情報共有

- ・アライグマなどの特定外来生物について、苦情や捕獲等の情報をもとに分布図を作成し、関係部署において情報の共有を行います。

③ ペットや野生動物とのつきあい方等の市民啓発の実施

- ・飼養動物の遺棄の防止や動物の適正飼養について教育活動や広報活動を行い、動物の愛護と適正な管理の推進に努めます。

（11）大学、専門機関、自然保護団体等との情報共有のしくみづくり

生物多様性の保全と持続可能な利用の取り組みを推進するためには、野生動植物の生息・生育状況等の科学的な自然環境情報や知見の収集、整備を行うことが必要です。

希少種や移入種の生息状況など現状を把握するために、大学や専門機関等（自然保護団体等）と、日常的・継続的に情報共有を行うしくみを構築します。

① 大学、専門機関等（自然保護団体等）との情報共有のしくみの構築

- ・生物多様性推進部会に、大学や専門機関等（自然保護団体等）の有識者がオブザーバーとして年 1、2 回程度出席し、定期的に情報の共有を行います。
- ・希少種や移入種の生息状況など、早期に保全対策を講じる必要がある場合に対応するため、大学や専門機関等と日常的・継続的に情報共有を行うことができる仕組みを構築します。

（12）生物多様性に関する情報収集と公開

1 人ひとりの主体的な行動を促すためには、自然体験フィールドやイベント、環境学習活動、野生動物や自然環境に関する情報等、生物多様性に関するあらゆる情報を市民等に提供することが必要です。

本市が開設しているエココミュニティ情報掲示板では、自然体験フィールドの案内や、市民活動に関わりのある自然体験イベントや地域活動の活動案内や活動報告、市民のエコ活動報告等の情報を提供しています。しかし、野生動物や自然環境に関する情報等の生物多様性に関する情報は網羅されていないため、今後は、情報収集・提供を行い、市民活動へと繋げていきます。

② 希少種の保全

- ・ 情報収集により得られた希少種の生息情報等について、植物生産研究センターや北山緑化植物園で集約し、対策が必要なものについては、専門家に意見を伺い、個別に対応を検討します。

③ 希少水生生物の保全

- ・ 甲子園浜自然環境センター・環境学習サポートセンターのミニミニ水族館において、メダカなどの希少水生生物の保護・増殖を行います。
- ・ 大学や企業と連携し、敷地内におけるビオトープなどにおいて、メダカやカワバタモロコの保護・増殖を行います。

(4) 調査体制の構築

生物多様性地域戦略を、より実効性が伴う戦略とするためには、市内の植生・地形・景観等の情報や保全への配慮の必要な絶滅危惧種、生態系の豊かさを図るための生態系指標となる種やエリア、生物多様性に影響を与える外来生物の分布状況等を把握することが重要です。その状況を行動計画に反映させるため、市内における自然調査を継続的に実施できる体制を構築します。

① 専門家による自然調査の実施

- ・ 5年間で市内全域を調査するため、生物多様性推進部会において、調査箇所及び調査対象分類群等について検討し、継続した自然調査を実施します。

② 中学校・高等学校と連携した自然調査の実施

- ・ 生態系レッドデータブックに掲載されているエリアや希少種が生息するエリア、生態系指標となるエリアなど、継続した調査が必要なエリアを生物多様性推進部会において検討し、公立・私立の中学校・高等学校の理科部等と連携を図り、モニタリングを実施します。

③ 市民参画による自然調査の実施

- ・ 調査対象となる陸生生物や水生生物等の身近な生き物を選定し、市民等 10,000 人の協力を得て、概ね 10 年に 1 度、市民自然調査を実施します。

(5) 地域連携保全活動計画策定の推進

環境省により平成 22 年 12 月に制定された「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律」に基づき、地域における自然環境をより良い形で次世代へ引き継いでいくため、地域固有の豊かな自然環境を保全していく地域連携保全活動計画の策定を推進します。

① 地域連携保全活動計画策定の推進

- ・ 生態系レッドデータブックに掲載されているエリアの中から、特に市域の自然環境に影響を及ぼすコアエリアを、生物多様性推進部会において選定します。
- ・ 選定結果に基づいて、NPO 法人等の活動団体や、地域団体等の各種関係団体と調整を図り、段階的に地域連携保全活動計画策定に向けた検討を進めます。

(6) 生物多様性体験学習拠点の設置

市内には、森林や湿原、河川、草地、農地、池沼、海浜等の様々な自然環境を有しており、これらのフィールドを保全するとともに、CSR(企業の社会的責任)などで生物多様性に取り組む事業者や各種教育関係者、市民が体験的に学ぶことができるよう自然基礎情報の収集や研修ニーズの調査、研修内容の検討、フィールド整備等を継続的に実施できる仕組みを構築します。



甲山自然環境センター



農地での環境学習

① 生物多様性体験学習拠点の設置

- ・ 甲山自然環境センターを中心に、自然基礎情報の収集や研修ニーズの調査を行います。
- ・ 情報収集や調査結果をもとに、事業者を対象とした研修や、大学生・教員を対象とした研修、森林湿原保全のために必要な整備やモニタリング、指導等も行えるような人材を育成するためのより専門的な各種研修内容の検討を行います。
- ・ 各種研修を実施するために、フィールドの整備や実施体制の検討を行います。

その他の施策

(7) 条例に基づく保護地区の指定

市域の豊かな自然環境を保全するためには、種レベルの保全だけではなく、それらを取り巻く周辺環境の保全が重要です。現在、西宮の豊かな自然環境を保全するために「自然と共生するまちづくりに関する条例」に基づき、自然保護地区や生物保護地区等の保護地区の指定を行っています。

① 保護地区等の指定

- ・ 希少種の出現や、生態系の種多様性等の豊かな自然環境が残されているエリアを、条例に基づいて保護地区に指定します。
- ・ 指定した保護地区については、良好な自然環境が将来にわたり、保全されるよう調査や整備等の継続した管理を行います。